

気象災害に強い果樹産地支援事業実施要領

第1 事業の趣旨

気象災害に強い果樹産地支援事業の実施については、気象災害に強い果樹産地支援事業補助金交付要綱（令和4年10月28日付け生振第908号。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 交付要綱第3条に定める補助対象となる事業の経費は、交付要綱別表に定めるもののほか、別表第1のとおりとする。
- 2 補助対象経費の3分の1以内を、予算の範囲内で補助するものとする。事業費の下限等は別表第1のとおりとする。

第3 事業の実施

1 事業実施主体

交付要綱第3条別表に定める事業実施主体は、交付要綱別表に定めるもののほか、次表の要件を満たすものとする。

事業主体	内容
認定農業者、認定新規就農者及び「果樹産地構造改革計画」において担い手と定められた者	「認定農業者」及び「認定新規就農者」とは、「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者」、「認定新規就農者」という。）で、事業実施計画の承認日までにそれぞれ認定を受けており、かつ有効期間内であること。ただし、認定新規就農者にあつては、経営開始後5年以内。
	「担い手と定められた者」とは果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に基づき産地協議会が定めた産地計画の担い手のことをいう。ただし、果樹産地構造改革計画については計画期間内であること。

2 事業対象品目

千葉県果樹農業振興計画において振興品目と位置付けられている果樹品目のうち、多目的防災網の設置が必要なもの

3 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

4 事業対象地区

事業の対象地区は、事業の設置場所が原則として、農業振興地域内の農地であるか、市

街化区域内の生産緑地（都市計画法及び生産緑地法に規定された「生産緑地」としての農地）であることとする。

ただし、農業振興地域に含まれない市街化調整区域にあつては、当該地区が、農業に関する基本構想等に保全すべき農地として記載されているか、記載される見込みであることとする。

第4 事業実施計画の協議

1 事業実施主体は、気象災害に強い果樹産地支援事業実施計画書（以下、「実施計画書」という）を別記1 実施計画書様式により作成し、それぞれ誓約書・役員等名簿（別記誓約書・役員名簿様式）を添えて、市町村長へ協議するものとする。

また、一つの事業実施地区の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として主たる市町村長とする。

なお、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあつては、知事に協議できるものとする。

2 市町村長は、当該計画が地域の果樹振興にとって適切と認められる場合は、実施計画書に誓約書・役員等名簿を添えて、別記第1号様式により正副2部を所轄の農業事務所長に協議するものとする。

3 知事又は農業事務所長は、市町村長から提出のあつた実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体又は市町村長へ通知するものとする。

4 3の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

5 別表第2で定める実施計画の重要な変更は、第4の1から4までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事又は農業事務所長に届け出るものとする。

第5 事業の採択

事業の採択については「果樹棚と一体的な多目的防災網の整備」を優先とし、「果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備」については残額を予算の範囲内で、等分で配分することとする。

第6 事業達成状況等の報告

1 事業実施主体は、事業終了の翌年度から計画で定めた目標年度までの間、当該年度の事業の達成状況を、別記第2号様式気象災害に強い果樹産地支援事業達成状況等報告書により、市町村長を経由して知事又は所轄農業事務所長へ提出するものとする。

2 前項による知事への報告期限は、報告年度の翌年度の5月末日とする。

第7 導入施設等の管理運営

事業実施主体は、導入する施設等について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第8 事業実施上の留意点

1 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

2 中古品の取扱い

補助の対象とする施設は、新築・新品又は新設によるほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築・改築・併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。

3 更新施設導入の禁止

既存の施設等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

ただし、既存施設が耐用年数経過後5年以上経過したものについては、代替の既存施設として扱わないものとする。

4 業者決定

(1) 業者決定をする場合は、入札又は見積り合わせに努めることとする。

(2) 実施設計の取扱い

入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としないものとする。

5 切り替え・二重申請の禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

また、本事業と同一の補助対象経費に対し、他の補助事業を二重申請することは、認めないものとする。

6 農業用廃プラスチックの処理

農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、その処理対策を各実施計画に明確に記載するものとする。

7 施設共済等への加入

施設の新規導入にあたっては、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険または施工業者による保証等に加入するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

なお、令和4年度事業に係る事務については、生産振興課が行うものとする。

(附則)

- 1 本事業実施要領は、令和4年度事業から令和6年度事業まで適用する。
- 2 令和4年10月28日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。なお、令和4年度事業については従前の例による。

別表第 1

区 分	補助対象経費	備 考
1 果樹棚と一体的な多目的 防災網の整備	○果樹棚と一体的な多目的防災網の整備費 ※ 自力施工に必要な資材費の購入 経費等含む	
2 果樹棚と一体的な多目的 防災網の再整備	○果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備費 ※ 自力施工に必要な資材費の購入 経費等含む ※ 事業費 20 万円以上	法定耐用年数が経過した果樹棚に対して改修・改良を行う。

別表第 2 事業実施計画の重要変更事項

<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業実施地区の変更 4 事業区分の新設又は廃止 5 事業実施主体にかかる事業費の 30 パーセントを超える増減
